

川場村における自然エネルギー活用による発電事業に関する
連携・協力協定（案）

世田谷区（以下「甲」という。）と川場村（以下「乙」という。）は、甲と乙が昭和56年に締結した「区民健康村相互協力に関する協定」（縁組協定）の趣旨に則り、川場村における自然エネルギーを活用した発電事業（以下「発電事業」という。）を通じて、相互の更なる交流の活性化に寄与することを目的とし、次のとおり連携・協力協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、発電事業に係る甲及び乙の連携・協力について、必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、下記の事項について、連携・協力を図るものとする。

- （1）発電事業を通じて世田谷区民と川場村民とを結ぶ仕組みづくり
- （2）発電事業への世田谷区民及び川場村民の参加の仕組みづくり
- （3）発電事業に関連する事業の検討
- （4）発電事業に関する事項の調査及び研究
- （5）前各号に掲げる事項を検討するための協議会の設置及び運営
- （6）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（協定の変更）

第3条 本協定の内容は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することができないものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年2月15日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
世田谷区長 保坂 展人

乙 利根郡川場村大字谷地2390番2
川場村
川場村長 外山 京太郎